



島根県報

平成28年3月25日（金）

号外第41号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

（健康福祉総務課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

1 規則の概要

使用料は、知事が認めた場合を除き、有料施設等の使用の許可を受けるときに納付するものとする。こととした。

（第4条関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第16号

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用料の納付）

第4条 使用料は、知事が認めた場合を除き、条例第13条第1項の許可を受けるときに納付するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）第13条第1項の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。